

看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

患者さんとご家族の皆さんへ

当院には、国が定めた特別な研修を修了し、高度な知識と技術を身につけた「特定行為実践看護師」が在籍しております。

■ 「特定行為看護師」がいると、どんないいことがあるの？

これまで医師が行っていた一部の医療処置を、いつも患者さんの傍にいる特定行為看護師が、医師の指示のもとでタイムリーに行えるようになります。これにより、患者さんの状態の変化に、より迅速に対応でき、治療がスムーズに進められるようになります。

■ 皆さまへのお願い（包括同意について）

特定行為看護師が処置を行う際には、本来その都度ご説明し同意をいただく必要があります。しかし、治療をより迅速に進めるために、あらかじめ皆さまにまとめて同意（これを「包括同意」といいます）を頂きたく、このご案内をしております。

■ ご安心ください

- もし、この方法に同意いただけない場合でも、治療や看護で不利益になることは一切ありません。
- ご同意いただけない場合は、医師、看護師、または患者相談室のスタッフへお気軽にお申し出ください。
- 皆さまの個人情報は、責任をもって厳重に管理いたします。

特定行為に関するご質問・ご相談等のお問い合わせは主治医、病棟師長または患者相談室まで申し出てください。



沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 病院長

※特定行為の詳細は厚生労働省ホームページをご参照下さい。

